

書面交付のデジタル化対応に係る自主規制 規則等の一部改正案について

2025年4月14日



JSTOA

一般社団法人

日本STO協会

Japan Security Token Offering Association

1. 金商法における書面交付のデジタル対応について

1. 金融商品取引法の改正

2023年11月29日、「金融商品取引法等の一部を改正する法律」の公布（1年半以内施行）

- 顧客への情報提供に際し書面を原則としていた規定について、書面とデジタルのどちらで情報提供することも可能とするよう見直し
- 金融商品取引業等に関する内閣府令において規定されていた契約締結前交付書面の実質的説明義務の法定化

2. 関係政府令の改正

2024年10月23日、関係政府令案等のパブリックコメントの募集開始* 1

- 電磁的方法による情報提供に際し、あらかじめ顧客に承諾を得る方法に加え、あらかじめ顧客に告知する方法を追加
- 電磁的方法の種類及び要件等については、前記を除き従前どおり

* 1 令和6年10月23日「令和5年金融商品取引法等改正に係る政令・内閣府令案等の公表について」参照
(金融庁ウェブサイト <https://www.fsa.go.jp/news/r6/shouken/20241023/20241023.html>)

3. STO協会における対応

- 「電子記録移転権利の預託の受入れ等に関する規則」、「正会員の従業員に関する規則」及び「金商品仲介業者に関する規則」の一部改正

【参考】金融審議会「市場制度ワーキング・グループ『顧客本位タスクフォース』 中間報告の公表について」（2022年12月9日）（抜粋）

Ⅱ 家計の資産形成を支えるインベストメント・チェーンの機能発揮

2. 顧客への情報提供・アドバイス

(1) 顧客等への情報提供

② デジタル技術の情報提供への活用

適切なポートフォリオの構築を通じて、家計の安定的な資産形成を促進していくためには、金融商品取引において、顧客にとって必要な情報が分かりやすく提供される必要がある。特に、①において述べた利益相反事項や手数料等の重要な情報について、デジタルツールを効果的に活用し、充実した情報が分かりやすく顧客に対して提供されるように工夫していくことが顧客本位の業務運営の実現の観点からも重要である。

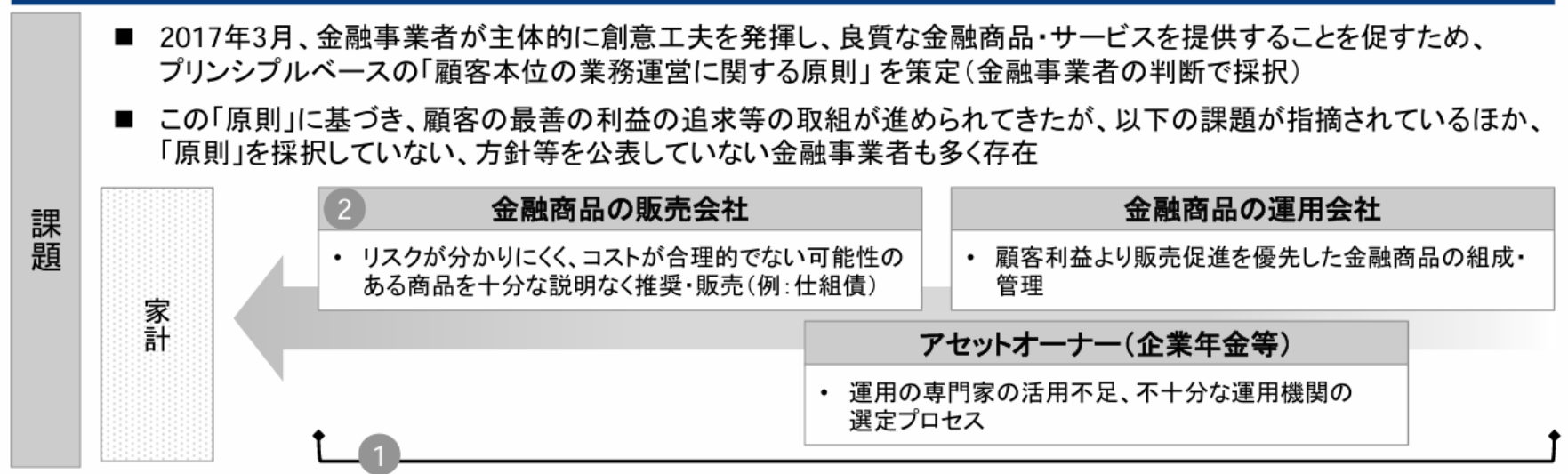
顧客属性に応じ、それぞれの顧客により適した媒体で、充実した情報の分かりやすい提供を実現するため、契約締結前や契約締結時などの情報提供については、金融事業者において書面とデジタル手段を顧客本位の観点から自由に選択できるようにすることが考えられる。また、デジタル・リテラシーは人によって様々であることから、実質的な説明が顧客に理解されるために必要な方法と程度により提供されることが重要であり、金融商品取引業等に関する内閣府令で規定されている、いわゆる実質的説明義務を法律上規定すべきである。加えて、デジタル手段による提供に際しては、金融事業者のコスト削減を目的として単に現行の書面を電子化したものを交付するのではなく、閲覧する機器に最適化し、容易にアクセス可能な方法、かつ、顧客等による比較分析などの外部データを含む多様な活用・連携が可能な方法で行われるようにすべきである。

以上の措置を講じるに際しては、顧客のデジタル・リテラシーの差異等を踏まえ、書面により情報提供を受ける選択肢を確保した上で、顧客属性に応じた方法で書面交付が可能であることを告知することを義務付けるべきである。

また、顧客の認識なく書面交付が電子交付に変更されるといった事態が起こらないようにするため、必要な期間を確保した上で、既存契約を有する顧客に対して確実に伝達を行うといった顧客保護のための配慮が、個々の金融事業者に加え、行政や業界全体としても必要である。

これらの書面交付に係る費用について、法定の書面の交付に係る費用を顧客に求めることは、顧客による情報収集のハードルとなりかねないとの意見もあり、当面、書面交付に関して、当該顧客に追加的な手数料は求めず、これまでどおりの金融事業者の負担とすることが求められる。

顧客本位の業務運営の確保



対応

1 最善の利益を考えた業務運営の確保

- 顧客等の**最善の利益**を勘案しつつ、**誠実かつ公正に業務を遂行すべき**である旨を**金融事業者や企業年金等関係者一般に共通する義務として法定**することで、顧客本位の業務運営の一層の定着・底上げと横断化

対象

金融商品取引業者	銀行	信託銀行	保険会社
資金移動業者	貸金業者	企業年金	...

2 顧客への情報提供の充実

- 金融商品取引業者等が、契約締結前に顧客の知識や経験等に応じて、契約内容の**説明を行う義務を法定**
- 金融商品取引業者等が、デジタルツールを効果的に活用して充実した情報提供を行うことを促すため、書面を原則としていた規定について、顧客のデジタル・リテラシーを踏まえつつ、**書面とデジタルのどちらで情報提供することも可能とする**よう見直し
（注）見直しに際しては、顧客がその必要に応じて書面を求めることができる規定も整備〔内閣府令改正事項〕

【参考】 現行法と改正法案の比較

◆ 顧客に対する情報提供義務

	現行法	改正法案
金融商品取引業者等の顧客に対する情報提供義務		
条文の見出し	契約締結前の書面の交付	契約締結前の情報の提供等
義務の内容	必要事項を記載した書面 (契約締結前交付書面) を交付	必要事項についての情報を提供
実質的説明義務		
条文番号	金商業等府令第117条①一	金商法第37条の3②
義務の履行場面	上記の書面を交付する際	上記の情報を提供する際
説明事項	上記の書面に記載されている事項	上記の情報提供をする事項

◆ 顧客への情報提供の方法

	現行法		改正法	
	書面提供	デジタル提供	書面提供	デジタル提供
契約締結前交付書面	原則	顧客の事前 承諾が必要	○	○
契約締結時交付書面				
取引報告書				
取引残高報告書				

(注) 上記のほかにも投資信託及び投資法人に関する法律等についても同様の見直しが見直される予定である。

(出典：大和総研「顧客への実質的説明義務を法定へ」より)

2. 規則改正の改正内容

1. 「電子記録移転権利の預託の受入れ等に関する規則」の一部改正（案）

電磁的方法による交付・徴求・契約の対象となる各書面に関する規定

- 電磁的方法の対象となる書面を個別に列挙する方法から、原則として、顧客との間で交付・徴求・契約する全ての書面を電磁的方法の対象とする方法に変更
- 法令に基づく書面に加え、本協会の定める書面も同様の取扱いとする

電磁的方法による交付・徴求の方法

- 現行どおり

電磁的方法による交付・徴求の方法・要件等

- 金商法及び政府令と同様の内容を規定
⇒要件の一つとして、顧客の承諾を規定

2. 「正会員の従業員に関する規則」及び「金融商品仲介業者に関する規則」の一部改正（案）

禁止規定の整備

- 現行、従業員等に係る禁止行為として「協会員等から顧客に交付するために預託された書類を遅滞なく当該顧客に交付しないこと」が規定されているが、電磁的提供による情報提供の方法のうち、書類に記載すべき事項を記録したUSBやCD-R等の媒体の交付による方法を用いる場合において、従業員等が正会員から預託された書類に記載すべき事項を記録した媒体を遅滞なく顧客に交付しないことについて、禁止行為として規定する

